3　工事内容　工事延長　L＝284.5m
鋼６径間連続少数鈑桁橋
橋長：284.5m　支間長：45.1m＋４@48.5m＋43.6m
鋼製橋脚（２柱式鋼製ラーメン橋脚）３基
工場製作工：
鋼橋上部　約1,460ｔ
鋼製橋脚　約530ｔ
工場塗装工：23,000㎡
現場塗装工：約1,785㎡
架設工（トラッククレーン架設）：１式
鋼コンクリート合成床版工：約7,200㎡
支承工：１式
伸縮装置工：１式
落橋防止装置工：１式
工期　契約の翌日から平成24年６月29日まで
4　申請の時期
平成22年８月６日から平成22年９月15日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成22年９月16日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成22年８月６日から　〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年８月６日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年３月31日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年９月15日において次の要件を満たすものとする。
①　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
１）３径間以下の鈑桁橋
２）３径間以下の箱桁橋
ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績として良い。
㋒　最大支間長が25m以上であること。
㋓　鋼製橋脚または鋼製主塔であること。
㋔　床版支間長が4.5ｍ以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓、㋔は別工事でもよい。なお、㋓、㋔を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐、㋑の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。
7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。
なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。